



グローバルモビリティ～海外税務～

国際人事必見: 赴任・帰任者の現地税務のポイント

はじめに

ビザ申請、引越し準備、引継ぎ、子女の学校の転入手続など、海外派遣となると赴任者本人も国際人事もやることが多く大変です。就労ビザは無事に取得できたし、現地税務は赴任後にゆっくり対応すれば良いだろう、とっていないでしょうか？赴任者への事前説明も含め、タイムリーな対応が必要なポイントは実はたくさんあります。また、ともすると新規赴任者の対応に追われ、帰任者対応が後手にまわってしまいがちですが、見落としやすい帰任者税務の盲点にも留意が必要です。9月～10月は赴任者の入れ替わりが多くなる時期です。今回は海外派遣者の赴任・帰任に際する現地側での税務上の留意点について見ていきたいと思います。

1. 赴任者

(1) 赴任初年度の居住形態の判定

新規赴任者の初年度申告で重要となるのが、赴任初年度の居住形態の正確な判定です。Split year を採用している国であれば、一般的には赴任日(または入国日)から帰任日(または出国日)までの期間が現地での税務上の居住者となりますが、そうではなく課税年度ごとに各年度の滞在日数をもとに居住形態を判定する場合、赴任のタイミングによっては初年度と翌年度以降の居住形態が異なります(例: ベトナム)。また、国によっては赴任年度の滞在日数のみならず、前年、前々年度の滞在日数を加味して居住形態を判定する国もあり、赴任前の出張状況如何では、同時期の赴任者であっても、人によって居住形態が異なる可能性があります。

居住者であっても非居住者であっても国内源泉所得のみに課税する国であれば、居住形態の違いはそれほど問題になりませんが、居住者は全世界所得課税、非居住者は国内源泉所得課税、と居住形態によって課税範囲が異なる場合、居住判定を間違えると申告が正しく行われなため留意が必要です。また、雇用所得だけでなく、国外源泉の個人所得(日本の銀行利息、配当金、家賃収入など)も含めて全世界所得課税の場合、確定申告に必要な個人情報を赴任者本人より入手する必要があるため、派遣前のプリーフィングなどを通じた赴任者への説明と事前周知が重要です。

(2) 赴任関連の手当て・ベネフィットの課税

赴任手当は赴任前に日本で支給し、日本で既に課税しているので現地で課税する必要はないと思われるかもしれませんが、この認識は正しくありません。支払地や支払のタイミングにかかわらず、現金で支給する赴任手当については派遣先国で課税となるのが一般的です。また、海外旅行傷害保険や家財保管のためのトランクルーム代など、日本人には一般的な赴任関連費用であっても、現地人事からするとなじみが薄い項目もあります。そのため、わざわざ日本本社から現地人事に連絡しなくても、課税が必要であればそのうち向こうから連絡してくるだろう、という考えは危険です。特に現地への費用付替えがない場合、現地担当者が日本で支払った赴任手当や赴任関連費用の全体像を把握するのは困難です。また、現地払いのみが源泉徴収対象である国の場合(例:タイやフィリピン)、現地人事が国外払いは申告・課税不要と誤認し、申告に必要な情報のリクエストを日本本社に対して怠るケースも見られます。

一般的には現地で課税対象であるものの、往々にして見落としがちなのが、派遣先での住居や子女の学校選定などのための赴任前の視察費用です。また、細かい項目では、パスポートやビザ申請費用、渡航前の健康診断や予防接種費用など、費用が赴任者本人にかかるものか帯同家族にかかるものかによって課税取り扱いが異なるものも多くあります。帯同家族分までを含めた赴任関連費用を項目別に正しく把握するには国際人事も相応の労力を要します。どの情報をどの程度記録・保管しておく必要があるのか、また、本人・帯同家族別に金額を把握する必要があるのか、等の詳細について、あらかじめ現地で課税関係を確認し、整理しておくことが大切です。

そもそも現地への付替えもない赴任前の支払なので、現地の税務当局が支払の事実を把握することはないのでは、と思うかもしれませんが、税務当局は現地企業・赴任者への定期的な税務調査の際、海外赴任規程のコピーの提出を求めることがあり、規程に記載がある赴任手当や赴任関連費用が正しく申告・課税されていない場合、当局より申告漏れを指摘されるリスクがあります。

2. 帰任者

赴任者と同様、帰任者コンプライアンスも国によって少しずつ異なります。また、現地でのコンプライアンス義務の完了には帰任後も長い時間を要するため、対象国が多くなればなるほど管理は煩雑になります。以下では帰任者の現地コンプライアンスで留意すべき2つのポイントを説明します。

(1) 帰任年度の確定申告のタイミングと納付・還付方法

帰任年度の申告義務に関し、以下の点に留意が必要です。

- 申告・納付のタイミング
- 出国時申告またはタックスクリアランスの必要性
- (賦課課税方式の場合)賦課通知の送付先、通知受領のタイミング
- (還付の場合)現地個人口座を残しておく必要性、法人口座または国外口座への還付の可否

特に納付・還付手続に関しては十分な注意が必要です。日本からの直接納付が出来ない場合、基本的には現地で納付を完結する必要がありますが、国によっては納税者本人(あるいは代理人)が現地の銀行へ出向いて納付を行わなければならない、もしくは現地の個人口座からの自動引き落としでなければならない、といったルールを設けている国もあり、事前に納付方法と対応策を検討しておく必要があります。

また、還付の場合、現地個人口座への還付を基本としている国も多く、その場合、法人口座または国外口座への還付が可能かどうかの確認(もしくは当局との個別交渉)が必要です。現地個人口座でしか還付が受け取れない場合、帰任後も現地個人口座を閉鎖せずしておくことが可能か、また、可能な場合、個人口座に入金される還付金が最終的に雇用主に帰属するものである点や、現地の銀行から CRS(Common Reporting Standard)に基づく必要書類の記入・提出を後日求められる可能性がある点を、事前に帰任者に正しく理解してもらう必要があります。

なお、前年ベースの所得により予定ベースで税金を納めていた従業員が年途中で帰国する場合に、最終税額が還付になるケースが見受けられます。還付の場合、理論上は還付金の受領が可能であっても、還付申請手続が非常に煩雑であったり、還付申請を行うと自動的に税務調査の対象となってしまう国もあり、実務上還付金の受領が困難な場合もあります。このような場合、予定納税で納めるべき税額を実際の年収ベースに引き直して調整するなど現地のコンプライアンスを考慮しながら対応することがポイントです。

(2) 帰任後賞与

帰任後賞与課税に関する納付を現地に依頼する必要がある場合、帰任と納付のタイミングのずれから、現地人事が納付の性質や必要性を理解しておらず、所定の期日までにスムーズに納付ができないケースも考えられます。現地人事への事前の説明等、内部での連携が大切です。また、非居住者になった後の賞与支払であるため、非居住者申告書の提出を求められるなど、申告方法や課税・納付のタイミングが通常の赴任者とは異なる場合があります。納付方法および申告のタイミングについて、事前に確認しておく必要があります。特に、帰任後賞与の費用負担が全額日本法人の場合、現地雇用主による月次源泉徴収義務が発生しない場合があります。この場合、賞与の課税・申告義務が赴任者本人となる場合のみならず、国によっては派遣元の日本本社となる場合があります(例:日本法人によるフランス非居住者に対する賞与支給)。

3. おわりに

赴任、帰任にかかる現地税務のポイントは多岐にわたります。異動の多い時期に、何か国もの対象国をカバーする国際人事が、各国の税務コンプライアンスを正しく理解し、全てを自力でタイムリーにかつ漏れなく対応するのは至難の業です。また、派遣先の税務コンプライアンスの管理では、現地担当者との事前コミュニケーションや、赴任者・帰任者本人への事前説明など、内部コミュニケーションも大きなポイントです。国ごと、あるいは全体管理の観点から、抑えるべき点を整理し、スムーズなオペレーションができるような管理体制の構築が、今後ますます増えることが予想される海外派遣者の現地コンプライアンス管理のキーを握ります。必要に応じてデロイトなど、グローバルモビリティ税務の専門家へご相談になることをお勧めします。

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployヤー サービス



ディレクター・税理士(英国) 浅田 緑

midori.asada@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployヤー サービス

email: deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001